

参加者の有無を確認する公募手続に係る公示書

令和8年5月22日

福岡市道路下水道局自転車課

1. 公募の趣旨

博多駅東自転車駐車場は、博多駅地区内に令和9年3月1日よりリニューアル・有料化し、供用を開始する予定であることから、福岡市自転車駐車場条例施行規則第9条第3号に基づき、特定の者を相手方とする非公募による選定手続を行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の公募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合、応募者があっても3.の参加資格を有しないことが判明した場合又は応募者がすべて辞退した場合は、上記特定の者との非公募による選定手続に移行する。

なお、公募要件等を満たすと認められる者がいる場合は、公募による選定手続を行う予定である。

2. 概要

(1) 件名

博多駅東自転車駐車場に係る指定管理者選定

(2) 業務内容

博多駅東自転車駐車場の管理・運営

(3) 指定期間

令和9年3月1日（予定）から令和13年3月31日まで

3. 参加資格

参加意思確認書を提出する者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

(1) 法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。

- ① 個人での応募はできません。
- ② 複数の団体により構成されるグループ（以下「グループ」という。）で応募することができます。この場合は、応募時に共同事業体を結成し、代表構成団体（他の団体は構成団体とします。）を定め、共同事業体内の責任分担を明確にしておいてください。

(2) 応募者の制限

次に該当する団体は、応募者となることができません。また、グループで応募する場合の代表構成団体及び構成団体となることもできません。

- ① 福岡市契約事務規則（昭和36年福岡市規則第16号）第2条第1項及び第2項

に規定するもの

- ② 団体（任意団体にあつてはその代表者）が、所得税、法人税、消費税、地方消費税及び本市市税を滞納している場合
- ③ 自らの責めに帰すべき事由により、5年以内に指定管理者の指定の取消しを受けた者
- ④ 団体又はその代表者が、次のいずれかに該当する者
 - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任していること
 - イ 暴力団員が実質的に運営していること
 - ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること
 - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を提供していること
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること
- ⑤ 団体及びその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反する者として関係機関に認定された日から2年を経過しないもの

4. 手続等

(1) 公募説明書、参加意思確認書の配布期間、配布場所及び配布方法等

①配布期間

期間 令和8年5月22日から令和8年6月5日まで(閉庁日を除く。)

時間 10時から17時まで

②配布場所

道路下水道局管理部自転車課（福岡市役所6階）

所在地 福岡市中央区天神1丁目8番1号

電話 092-711-4468

担当 太田、有吉

③配布方法

配布場所において書面で配布します。

※来庁の際は、事前にご連絡をお願いします。

④配布書類

公募説明書、参加意思確認書

(2) 参加意思確認書の提出期間、提出場所及び提出方法

①提出期間

期間 令和8年5月22日から令和8年6月5日まで(閉庁日を除く。)

時間 10時から17時まで

②提出場所

「(1) ②」に同じ。

③提出方法

応募者は、「参加意思確認書」を作成し、提出期限までに直接持参すること。

(3) その他

参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。

5. その他

(1) 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止する場合がある。

(2) その他詳細は公募説明書による。

お問い合わせ先

〒810-8620

福岡市中央区天神1丁目8番1号

道路下水道局管理部自転車課

(福岡市役所6階)

担当：太田、有吉

TEL：092-711-4468

FAX：092-733-5591